

津山圏域資源循環施設組合監査委員告示第1号
令和2年2月21日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項の規定に基づき令和元年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 仁 木

実

監査委員 岡 本 良

規



令和元年度

定期監査結果報告書

津山圏域資源循環施設組合監査委員

1 監査の期間

期 間 令和元年11月6日～令和2年2月21日
委員による聴取日 令和2年1月20日

2 監査の範囲及び方法

平成30年度及び令和元年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び業務実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも組織管理・職員配置について適正化を図りながら、能率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

また、軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

職員の配置状況

(令和元年11月1日現在)

	事務局長	事務局次長	主幹	主査	主任	非常勤 嘱託員	計
津山圏域資源 循環施設組合	1	1	1 (2)	2 (1)	3 (2)	1	9 (5)

※ () 内は常駐でない職員数

(1) 指摘事項

- ① 備品登録されたデジタルカメラに物品の保管を明確にするためのラベルなどの標識票の表示がなかった。また、毎年3月末現在において行う保管中の備品の現在高の確認がなされていなかった。津山圏域資源循環施設組合会計規則において

準用する津山市物品会計規則第29条及び第34条の規定に基づき標識票の表示及び備品の照合をされたい。

- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により締結した随意契約3件について、契約の公表がなされていなかった。同規定による随意契約をしようとするとき及びしたときは、津山圏域資源循環施設組合契約規則において準用する津山市契約規則第27条の2に基づき規定された事項を公表されたい。

(2) 要望事項

- ① 再生品の譲渡に係る料金の収納事務委託については、津山圏域資源循環施設組合会計規則において準用する津山市会計規則に基づき当該事務を執行するものである。なお、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第158条第4項では「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。」と規定されている。これらのことから、当組合は委託先の収納事務が規則に基づいて適正に執行されているか定期的に確認されたい。

- ② 当組合が「津山圏域クリーンセンター環境学習基本計画」に基づき実施する環境学習は、自然環境分野と資源循環分野の2分野を掛け合わせ「環境問題の現状や本質及び解決に向けた正しい知識」の習得につなげることとしている。資源循環分野における環境学習は同計画に基づき毎年実施されているが、自然環境分野の環境学習については現在までの事業実施の実績は低い。なかでも同分野の学習コンテンツのひとつであるビオトープは維持管理業務委託により環境の保護はされているものの、環境学習としての活用実績はない。

これらのことから、今後は、ビオトープの維持管理業務及び環境学習の支援業務を兼ねている委託業者に対して、当該業者の持つ豊富な知識と柔軟な発想を駆使して、ビオトープなどを活用した自然環境分野の環境学習の機会を提供されるよう協議されたい。

(3) 監査委員の意見

津山圏域クリーンセンターは、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場及びリサイクルプラザを有する総合ごみ処理センターとして平成28年3月から本稼働し、当年度末で4年が経過する。これまで適切な運営監視体制のもと、施設運営を担う民間事業者と日々情報交換を密にし、定期的に会議等を重ねることで安定した施設運営を行い現在に至っている。

しかし、可燃ごみの搬入量は年々増加しており、平成29年度及び平成30年度の可燃ごみの搬入量は、当組合の「一般廃棄物(ごみ)処理実施計画書」の計画量を上回っている。ごみ処理量の増加は、焼却炉の損傷、その他機器の故障、劣化等の進行だけでなく、これらのトラブルにより炉が停止した場合、ごみの受入れ停止など憂慮しなければならない事態になりかねないため、ごみの減量化の対策は急務である。また、可燃ごみに不燃物が混入するといった事象が多数あり、その中でも大型の混入物が搬出装置への詰まりを発生させ停止させる場合もある。その他に、混入した不燃物の内には分別すれば有価物として売却可能なものも含まれており、ごみ分別の徹底が求められる。これらの課題について、構成市町及び当組合の各々の役割と責務について十分協議され、協力体制を構築して解決に取り組まれない。

さらに、今後は国の災害廃棄物対策指針に基づき、構成市町では「災害廃棄物処理計画」を策定することが予測されるが、策定の際には当組合との協議も必要となるため、双方の緊密な連携と十分な調整を図られたい。

津山圏域資源循環施設組合監査委員告示第2号
令和2年3月16日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づく措置の通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 仁 木

実

監査委員 岡 本 良

規



監査結果報告日 令和2年2月21日

措置等の内容

指摘事項 ①	備品登録されたデジタルカメラに物品の保管を明確にするためのラベルなどの標識票の表示がなかった。また、毎年3月末現在において行う保管中の備品の現在高の確認がなされていなかった。津山圏域資源循環施設組合会計規則において準用する津山市物品会計規則第29条及び第34条の規定に基づき標識票の表示及び備品の照合をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	デジタルカメラへの備品シールは貼付しました。 備品の現在高については、本年度末、備品台帳と現物を目視にて照合確認し、様式の古いシールについては、現様式に張り替えを行うこととしています。	

指摘事項 ②	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により締結した随意契約3件について、契約の公表がなされていなかった。同規定による随意契約をしようとするとき及びしたときは、津山圏域資源循環施設組合契約規則において準用する津山市契約規則第27条の2に基づき規定された事項を公表されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	令和2年度より、組合ホームページ上にて公表するよう改めます。	